

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年10月21日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年11月1日から同月21日まで縦覧に供する。

令和6年10月25日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中上井地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 田井上西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上所下1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上所下2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 紙漉地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 森池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下薬王寺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 落合地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 御厩7号地区	〃
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 奥々川地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 平石地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 三郎池地区	〃